

参考資料１ 事例から抽出された主な効果

事例調査等を通じて抽出された事業実施の主な効果について、次のとおり示します。

主な効果	主な事例
(１) 経済的効果	—
効率的な維持管理、運営の実現 施設の設計から運営までを一体的に行うことにより、維持管理、運営の効率化が図られる。	No.9
公的不動産の有効活用 ・複数の施設、機能の複合化や、施設のうち公共が使用しない場所や時間を民間事業者が活用することによって、公的不動産の有効活用が図られる。 ・低未利用の土地や建物の有効活用が図られる。	No.5 No.9 No.11
財政負担の軽減・平準化 ・民間のノウハウや創意工夫により、事業費の総額や初期投資額が抑制される。 ・初期投資費を延べ払いすることにより、財政負担の平準化が図られる。 ・施設や土地を民間事業者に貸し付け、賃料や借地料を得る事業では、公共の新たな収入の確保につながる。	No.5 No.8 No.9 No.14 No.15
地域経済の活性化 ハード面とソフト面の連携による効果により、地域の魅力が向上し、新規出店が増加するなど地域経済が活性化する。	No.4 No.12 No.13
(２) 社会的効果	—
市民サービスの向上 民間のノウハウや創意工夫により、新たなサービスの提供や、施設の開館時間の延長など市民サービスの向上が図られる。	No.3 No.8 No.15
にぎわいの創出 施設利用者の増加や、施設利用率の向上により、施設周辺でのにぎわいの創出が図られる。	No.1 No.2 No.11 No.12 No.13
交流の促進 ・施設や機能の複合化により、多世代間の市民交流が生まれ、市民活動の活性化に寄与する。 ・地域と連携した教育活動の実現など教育の質の向上に寄与する。	No.1 No.6 No.9
地域の拠点の形成 学校施設と地域コミュニティ施設の複合化や、生涯学習機能の集約化・共用化等により、地域の拠点が形成される。	No.7 No.10 No.14
(３) 技術的効果	—
教職員の負担軽減（学校施設） 教職員が実施していた施設の管理、点検や修繕発注などの事務を民間事業者へ委ねることにより、教職員の負担が軽減し、コア業務に集中することができるようになる。	No.6
行政職員の事務効率化 ・従来、業務ごとに単年度発注をしていた契約に係る事務が効率化される。 ・地方公共団体の職員が実施していた維持管理業務、運営業務を包括的に民間に任せることにより、地方公共団体職員の事務量が削減される。	No.4 No.10
事業スケジュールの短縮 ・設計・施工一括発注による施設整備期間の短縮や、複数事業をあわせて実施することによって事業検討から事業開始までの期間の効率化が図られる。 ・民間事業者のノウハウにより、設計・施工期間の短縮が可能となる。	No.2 No.3 No.7 No.10

※「主な事例」の欄には、個別事例紹介の事例 No.を記載しています。

なお、作成者が特に参照していただきたいと考える事例を挙げたものであり、当該効果がみられる事例を網羅的に記載したものではありません。

※本ページにおける「技術的効果」とは、地方公共団体等の事務実施上の効果を想定しています。

1 施設整備費等に関する国の補助金・交付金等

◆ 公立学校施設整備事業・スポーツ振興くじ（toto）助成（文部科学省）

名称 問合せ先	対象施設	対象事業	主な負担 （算定） 割合	事業内容
公立学校施設整備事業※1 大臣官房文教施設企画・ 防災部 施設助成課 03-5253-4111 （内線 2000）	公立学校施設、 社会体育施設等	新增築	1/2	校舎、体育館等の新增築（教室不足の解消、学校統合）
		改築	1/3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物、津波浸水想定区域内の移転又は高層化を要する建物等
			1/2（嵩上げ）	Is 値※2 が 0.3 未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
			1/2	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における集団移転促進事業に関連する学校建物の高台移転等
		地震補強	1/2（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性があるもの（Is 値 0.3～0.7 未満）
			2/3（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性が高いもの（Is 値 0.3 未満）
		大規模改造	1/3	老朽化に伴う補修、既存の学校建物の改修（老朽改修、トイレ改修、空調設置、障害児対策 等）
		長寿命化改良	1/3	構造体の劣化対策を要する建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修
		統合改修	1/2	学校統合に伴って実施する既存建物の改修
		防災機能強化	1/3	避難所として必要な学校施設の防災機能強化（非構造部材の耐震対策、避難経路・備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備 等）
		学校給食施設	1/2（新增築） 1/3（改築）	学校給食の開設及び学校給食の改善充実のための学校給食施設の整備
		武道場	1/3	中学校等の柔道場、剣道場等の整備
		太陽光発電等設置	1/2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備（太陽光パネルの設置、太陽熱利用設備・風力発電設備の整備、太陽光パネル設置校への蓄電池の整備）
		その他	1/3	屋外環境（グラウンド等）、木の教育環境、学校プール、高校の産業教育施設、社会体育施設等の整備、
ス ポ ー ツ 振 興 く じ （toto）助成※3	社会体育施設 （競技施設等）	新設（増改設を含む）、改修又は改造	2/3 （上限 2 千万円）	地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設等の新設（増改設を含む）、改修又は改造を行う事業
（独）日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部支援第二課 施設整備支援係 03-6804-3120		大規模改修等	2/3 （上限 10 千万円）	地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設の改修又は改造を行う事業で、老朽化したスポーツ競技施設の改修若しくは改造、スポーツ競技施設の高機能化のための改造又はバリアフリーを目的として施設の改修又は改造のみを行う事業

※1 義務教育諸学校の新增築：公立学校施設整備費負担金 その他：学校施設環境改善交付金

※2 Is 値（構造耐震指標）：建物の耐震性能を表す指標。Is 値が大きいほど耐震性が高い。

Is 値 0.3 未満 大規模な地震（震度 6 強以上）に対して倒壊または崩壊の危険性が高い。
Is 値 0.3～0.6 未満 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性がある。
Is 値 0.6 以上 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性が低い。

※3 国または公営競技等の収益による補助金・助成金を受ける事業は対象外

参考資料2 主な交付金等一覧

◆ 公共施設等適正管理推進事業債 （総務省）

対象事業	問合せ先
①集約化・複合化事業 ②長寿命化事業 ③転用事業 ④立地適正化事業 ⑤ユニバーサルデザイン化事業 ⑥市町村役場機能緊急保全事業 ⑦除却事業 ※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。 * 詳細は「公共施設等適正管理推進事業債について」を参照	自治財政局 財務調査課 03-5253-5647

◆ 林業成長産業化総合対策のうち林業・木材産業成長促進化対策 （農林水産省）

対象施設	補助率・補助内容		事業内容	問合せ先
学校、こども園・幼稚園・保育所、公民館、社会教育施設等	木造化	建設工事費の15%（CLT等の先進的技術を活用するものは1/2以内）	地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・木質化に対し支援。※ （木材利用の位置づけ） ・地域材利用が必須 （主な要件） ○補助対象施設の面積が300㎡以上であること。 ○木造化の場合、対象施設の木材利用量が0.18㎡/㎡以上であること。 木質化の場合は木質化事業面積が300㎡以上であること。 ○構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、原則として、JAS製材品を使用すること等	林野庁 木材利用課 03-6744-2626 各都道府県林務部局
	木質化	木質化事業費の1/2以内。ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。		

※留意事項

- ・ 公立小中学校の校舎木造化は補助対象外。
- ・ 庁舎、消防署、警察署は不特定多数の利用者が見込めないため、費用対効果の観点から対象外。
- ・ 都道府県の交付金事業による支援であるため、整備箇所の都道府県交付金事業計画に含まれるものが対象。

◆ 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

対象施設	問合せ先
都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な施設 * 詳細は「社会資本整備総合交付金について」を参照	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室 03-5253-8111

◆ サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）（国土交通省）

対象施設	補助率・補助内容	事業内容	問合せ先
学校、こども園・幼稚園・ 保育所、公民館、 社会教育施設等	調査設計費： 先導的な木造化に係る費用の 1/2 以内 建設工事費： 木造化による掛かり増し費用の 1/2 以内 ただし、掛かり増し費用の算出が困難な 場合は、建設工事費の 15%以内 技術検証費： 検証にかかる費用の 1/2 以内 (上限額：原則 5 億円)	先導的な設計・施工技術が導入される実 用的で多様な用途の木造建築物等の整備 に対し支援。※ (木材利用の位置づけ) ・主要構造部に木材を一定以上使用する ものであること。 (主な要件) ○構造・防火面の先導的な設計・施工技 術が導入されていること。 ○使用する材料や工法の工夫により整備 コストを低減させるなどの、木材利用 に関する建築生産システムについて先 導性を有するものであること。 ○建築基準法上特段の措置を要する一定 規模以上のものであること。 ○施工に係る技術等を公開すること。 等	サステナブル建築物等 先導事業（木造先導型） 評価事務局 03-3588-1808

※留意事項

- ・補助対象事業の公募を行い、有識者により構成される委員会の審査により選定。

2 その他の支援制度

◆ （株）民間資金等活用事業推進機構による支援

支援メニュー	概要	問合せ先・URL
出資、融資	独立採算型等の PFI 事業に対して金融及び民間投資を補完するための資金の 供給を行う。	03-6256-0071（代表） http://www.pfipcj.co.jp/

◆ （一財）民間都市開発推進機構による支援

支援メニュー	概要	問合せ先・URL
共同型都市再構築業務 【融資型】	防災・環境性能の優れたプロジェクトや医療、福祉、商業等の都市機能を有 するプロジェクトを行う民間事業者に長期安定的に資金を提供する。	03-5546-0781（代表） http://www.minto.or.jp
メザニン支援業務 【融資型】	MINTO 機構が共同事業者として建設費の一部を負担し、竣工時に取得した建 物の持分を事業者に譲渡、その代金を原則として長期割賦で返済する（長期 ローンと同様の効果）。	
まち再生出資業務 【出資型】	国や市町村が定める特定の区域において行われる防災や環境に配慮した優良 な民間都市開発事業に対し、メザニン資金（ローン・社債取得）を提供する。	
マネジメント型 まちづくりファンド支援業務 【出資型】	金融機関の提供するシニアローンと事業者等が拠出するエクイティの間に位 置し、一般に調達が難しいとされる、いわゆる「ミドルリスク資金」を長期 安定的に確保することが可能。	
クラウドファンディング活用型 まちづくりファンド支援業務 【助成型】	金融機関の提供するシニアローンと事業者等が拠出するエクイティの間に位 置し、一般に調達が難しいとされる、いわゆる「ミドルリスク資金」を長期 安定的に確保することが可能。	

※民間都市開発推進機構ホームページを参考に作成

公共施設等適正管理推進事業債について

公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、集約化・複合化事業の実施主体や長寿命化事業の対象を拡充

【地方債計画額 H29：3,150億円 → H30：4,320億円 → R元：4,320億円 → R2：4,320億円】

公共施設等適正管理推進事業債

（期間：平成29年度から令和3年度まで（⑥は令和2年度まで（ただし、経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる）））

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。

② 長寿命化事業

※下線部分を令和2年度から拡充

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設（義務教育施設を含む）の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設（昭和53年以降の技術基準で設計された施設を含む。）、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定の規模以下等の事業）

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

（注）義務教育施設の大規模改修事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大规模改修事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

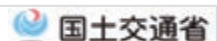
⑦ 除却事業

充当率：90%

※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位、対策内容、対策費用）が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

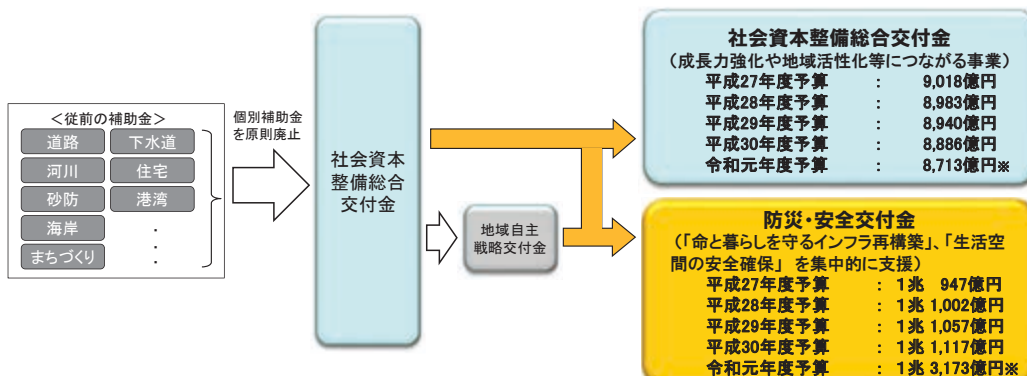
社会資本整備総合交付金について

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

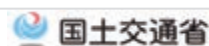


◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって **自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金**として平成22年度に創設。

◇ 防災・安全交付金は、**地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援**するため、平成24年度補正予算において創設。



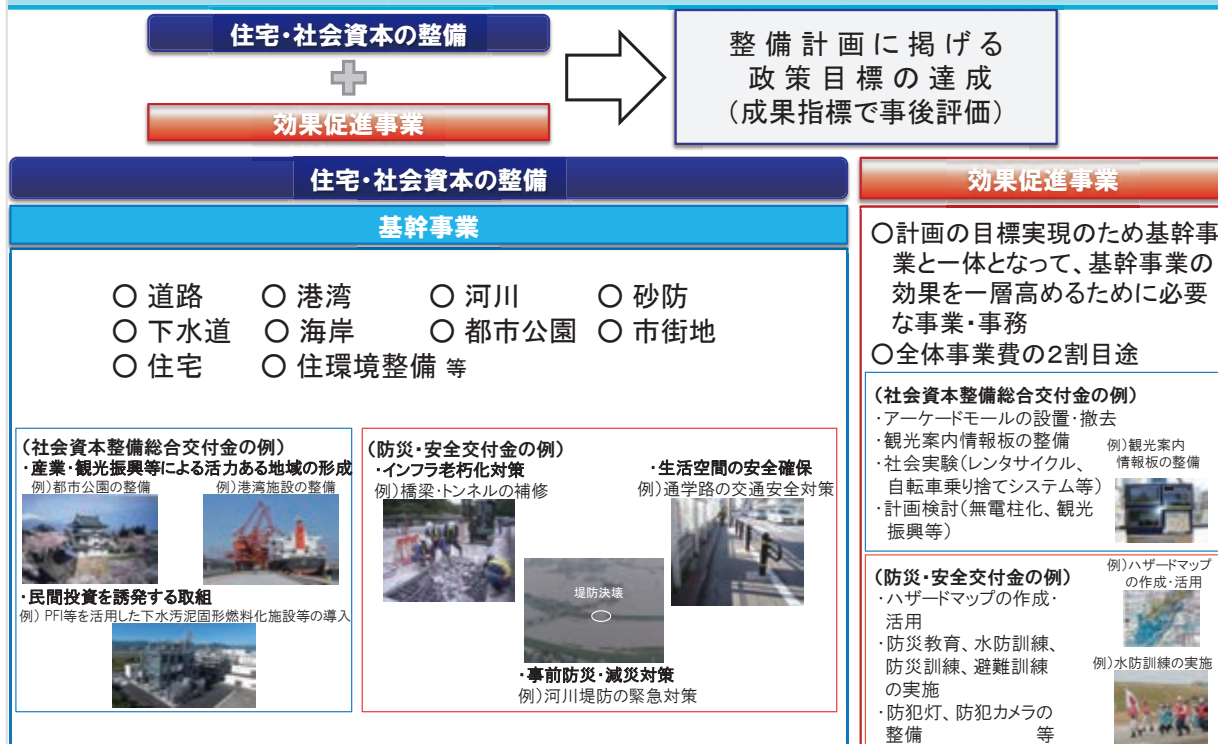
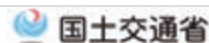
個別補助金と比較した交付金制度の特長



- ◇ 地域が抱える政策課題を自ら抽出して整備計画で明確化
- ◇ 地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、トータルで支援
- ◇ 地方公共団体の自由度を高め、使い勝手を向上

個別補助金	交付金制度
個別施設ごとにタテ割りで補助採択	計画全体をパッケージで採択
個々のハード整備にだけ使用	基幹のハード事業と一体的に行う他種の事業を自由に選択可 (関連社会資本整備事業) メニューが限定されない、地方の創意工夫を活かした事業も可 (効果促進事業: 基幹事業の効果を促進する事業)
補助金が余れば返還か繰越手続 (他には回せない)	計画内の他事業に国費の流用可 (予算補助事業は) 年度間でも国費率の調整可 ⇒ 返還・繰越の手続不要。順調な事業の進捗も可能。
国が詳細に事前審査 個々のアウトプットに着目	地方自らが目標を設定し、事後評価・公表 計画全体としてのアウトカムに着目

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業



※このほか、関連社会資本整備事業(基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法に掲げる社会資本整備事業及び公的賃貸住宅の整備に関する事業)がある。

あ行

アドバイザー

PPP/PFI事業において求められる財務、法務等の専門知識等についてアドバイスする専門家。活用が想定されるアドバイザーとしては、総合アドバイザー、財務アドバイザー、技術アドバイザー、法務アドバイザー等が挙げられる。

公の施設

地方公共団体が設置する施設のうち、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設けられる施設をいう。(地方自治法第244条)

公の施設は次の要件を満たす必要がある。

1. 住民の利用に供すること
2. 区域内に住所を有する者の利用に供すること
3. 住民の福祉を増進する目的をもつこと
4. 物的施設であること
5. 地方公共団体が施設について何らかの権原(所有権、貸借権等)を取得していること

か行

競争的対話

本事例集においては、PFI事業における要求水準書等の作成(調整)及び提案内容の確認・交渉を行うための対話をいう。

協力企業

定義は各事業で異なるが、一般的にはPFI事業者から直接業務を受託する予定の企業で、出資の義務がないことが多い。

公募型プロポーザル方式

公募により提案書を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って最優秀提案書を特定した後、その提案書の提出者との間で契約を締結する方式。

随意契約であるので、調達内容が随意契約の要件(地方自治法施行令第167条の2第1項各号を参照)を満たしていることが必要となる。

公募プロポーザル方式ということもある。

混合型

公共施設の整備等に係る選定事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料と、利用料金収入等の受益者からの支払の双方により回収される事業類型。

コンセッション事業(公共施設等運営事業)

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する事業方式。公共が施設の所有権を継続するPPP/PFI事業であり、民間事業者は「公共施設を運営する権利(公共施設等運営権、または単に運営権ともいう)」を公共から購入する。運営権は行政処分によって設定される「みなし物権」であり、運営権者(権利を購入した民間事業者)は、対象施設の利用料金を収受しながら事業運営を行う。民間事業者の創意工夫による質の高いサービス提供を目的とする。

コンソーシアム

民間事業者の公募に当たり組成される法人格の無い共同企業体のこと。

さ行

サービス購入型

PFI事業の事業類型の一つ。民間事業者は、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行う。地方公共団体は、そのサービスの提供に対して対価を支払う事業類型。なお、公共がサービスの提供に対して支払う対価は、サービス購入料やサービス対価とよばれる。

事業契約

選定事業(公共施設等運営事業を除く。)を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。事業契約の主な内容は、事業内容、事業期間、民間事業者への支払に関する規定、事業破綻時の対応、契約終了時の規定が挙げられる。

実施方針

特定事業の選定、民間事業者の選定等に関する方針。公共施設等の管理者等は、PFI事業を行うに当たり、実施方針を定めて、これを公表しなければならない。(PFI法第5条)

自主事業

本事例集においては、指定管理者が自ら企画した業務で、指定管理業務ではない業務のことをいう。

指定管理者制度

地方自治法第244条の改正(平成15年9月施行)により創設された制度。
公の施設の管理は、改正以前は公社など公共的な団体にしか管理委託ができなかったが、指定管理者制度の創設により、民間事業者をはじめNPO団体やボランティア団体など、幅広く管理を委任することができるようになった。
指定管理者制度では、管理を委託するのではなく、指定管理者が地方公共団体に代わって管理を行う(代行する)ということになる。これまでは地方公共団体以外には認められていなかった使用の許可という行政処分の一部についても、指定管理者に委任することができるようになる。
この制度を導入することで、民間事業者のノウハウを活用し、各施設でより一層サービスを向上させることや管理経費を節減することなどが期待されている。

集約化・複合化等

本事例集においては、用途が同一である複数の施設を一つの場所にまとめること、用途が異なる複数の施設を一つの場所にまとめることをいう。

仕様発注方式

発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式。(⇔性能発注方式)

随意契約

地方公共団体が競争の方法によらず、任意に特定の相手方を選定して契約を締結する方法。競争入札に付する手間を省き、特定の資産、信用、能力等のある相手方を任意に選定できるため、契約事務の負担を軽減するという長所を持っている。
しかし、契約の相手方の選定が偏ってしまうと地方公共団体と特定の業者の間に特殊な関係が発生する等、適正な価格による契約締結が確保できなくなる短所も併せ持っているため、その運用に際しては、関係法令及び各団体の条例や財務規則等に則った適正な執行が必要である。

スキーム

事業の仕組み・枠組み・構成。

性能発注方式

発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。PFI事業については、仕様発注方式よりも性能発注方式の方がPFI法の主旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなるといわれている。（⇔仕様発注方式）

総合評価一般競争入札

予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけではなくその他の条件（維持管理・運営のサービス水準、技術力等）を総合的に勘案し、落札者を決定するもの（地方自治法施行令167条の10の2）。

た行

代表企業

応募グループの代表者。PFI事業では、募集の際に、「代表企業はSPCに対して出資を行うこと」と規定される場合が多い。

直接協定（ダイレクト・アグリーメント（Direct Agreement））

選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合などに、管理者等によるPFI事業契約の解除権行使を融資金融機関等が一定期間留保することを求め、資金供給している融資金融機関等による選定事業に対する一定の介入（Step-in）を可能とするための必要事項を規定した管理者等と融資金融機関等との間で直接結ばれる協定。要求水準の未達や期限の利益の喪失（※）等一定の事項が生じた場合の相互の通知義務や選定事業者の発行する株式や有する資産への担保権の設定に対する管理者等の承諾などについて規定される。

※期限の利益とは、期限が到達するまでの債務の履行を請求されないように、期限がまだ到達していないことによって当事者が受ける利益である。期限の利益が債務者に認められるのは、債権者が債務者を信用し履行の猶予を与えたのであるから、特約により、債務者に信頼関係を破壊するような行為があった場合には、債務者に期限の利益を喪失、債務者は期限の到達を主張し、ただちに履行を請求することができるものと定める必要がある。

定期借地権

定期借地権には、一般定期借地権、事業用定期借地権、建物譲渡特約付定期借地権の3種類がある。契約の更新がないことなどが普通借地権と異なる。

導入可能性調査

対象とする事業をPFI事業として実施した場合、サービス水準の向上の見込みがあるか、民間の参入意欲がどの程度か、VFMシミュレーションの検証等から総合的に評価し、PFIの導入の可能性を判断するもの。

特定事業の選定

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業で、PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

特定事業の選定とは、基本方針及び実施方針に基づき、PFI事業として実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいい、選定された特定事業を「選定事業」という。

特別目的会社 SPC（Special Purpose Company）

ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。

PFIでは、公募提案する共同企業体（コンソーシアム）が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。

独立採算型

PFI事業の事業類型の一つ。民間事業者が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する事業類型。

な行

入札説明書

総合評価一般競争入札方式のPFI事業において、求めるサービス水準、技術仕様、主要な契約条件、リスク分担、事業者の選定基準、選定方法を記載し、地方公共団体が公表する書類。これをもとに応募者は提案書を作成することとなる。

公募型プロポーザル方式で民間事業者選定を行う場合は「募集要項」がこれに該当する。

は行

バリュー・フォー・マネー(VFM、Value for Money)

PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のこと。

VFMの評価は、PSCとPFI事業のLCCとの比較により行う。この場合、PFI事業のLCCがPSCを下回ればPFI事業の側にVFMがあり、上回ればVFMがないということになる。

公共サービス水準を同一に設定することなく評価する場合、PSCとPFI事業のLCCが等しくても、PFI事業において公共サービス水準の向上が期待できるとき、PFI事業の側にVFMがある。

地方公共団体が事業を実施するに当たり、事業手法を選択する際の判断基準となるもので、PFIで事業を実施した方が低廉で良質なサービスの提供が可能であると見込まれた場合、PFIが適切であると判断される。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第11条第3項の規定により、臨時財政対策債(地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債)の発行可能額についても含まれる。

なお、本事例集では、各地方公共団体の「平成29年度財政状況資料集」に記載の額を掲載している。

プロジェクト・ファイナンス(Project Finance)

プロジェクト・ファイナンスとは、特定のプロジェクト(事業)に対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュフロー(収益)に限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法。

募集要項

公募型プロポーザル方式で行うPFI事業において、求めるサービス水準、技術仕様、主要な契約条件、リスク分担、事業者の選定基準、選定方法を記載し、地方公共団体が公表する書類。これを基に応募者は提案書を作成することとなる。

総合評価一般競争入札で民間事業者選定を行う場合は「入札説明書」がこれに該当する。

包括的民間管理委託

本事例集では、公共施設等の維持管理・運営段階における複数の異なる業務を一括して民間事業者へ委託することと定義する。

ま行

マーケットサウンディング

PPP/PFI事業の実施前に、対象事業に関心を有する民間事業者から、公共が意見を聴取することをいう。

公共は必要に応じて、聴取した意見を実施方針等に反映するかどうかを検討することが、競争環境を醸成する上で重要となる。

モニタリング

選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、公共施設等の管理者等の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視(測定・評価)する行為。

や行

要求水準書

PFI事業で、民間事業者に対して求める条件や内容を明記したもの。

ら行

ライフサイクル・コスト(LCC、Life Cycle Cost)

プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。

リスク

事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できない不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をいう。

リスク分担

事業において想定され得るリスクを、公共と民間事業者で分担すること。リスク分担については、実施方針等において、リスク分担表の形式で示されることが多い。リスク分担における原則は、「各々のリスクを最も適切にコントロールできるものがリスクを負担する」ということである。（「可能な限り多くのリスクを民間事業者側に負担させる。」ということではないということに注意すべきである。）

利用料金制度

公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる制度

A～Z

BOT(Build Operate Transfer)

民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式。

BTM(Build Transfer Maintenance)

民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理を行う事業方式。
(このような方式をBTO方式に分類している事業もある)

BTO(Build Transfer Operate)

民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。

LCC(Life Cycle Cost)

ライフサイクル・コストの項を参照

PFI法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律。平成11年7月に制定された我が国においてPFIを実施する上で基本となる法律(平成11年9月施行)。PFIの理念、手続、財政上の支援措置、規制緩和の促進等を定めている。

PSC (Public Sector Comparator)

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値。提案されたPFI事業が従来型の公共事業に比べ、VFMが得られるかの評価を行う際に使用される。

RO (Rehabilitate Operate)

施設を改修し、管理・運営する事業方式。所有権の移転はなく、公共施設等の管理者が所有者となる方式。

SPC (Special Purpose Company)

特別目的会社の項を参照

VFM (Value For Money)

バリュー・フォー・マネーの項を参照

WTO政府調達協定

関税と貿易に関する一般協定 (GATT) に代わる世界貿易機関 (WTO) の設立に当たり95年1月1日に発効したのが「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」であり、この協定の付属書4に収録されているのが政府調達に関する協定である。

政府調達に関する協定では、国のみならず都道府県、政令指定都市及び政府関係機関の行う基準額以上の調達契約も対象とされたため、協定に定められた手続きを担保するために、入札・契約の具体的な手続きを定める「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」が制定された。PFI事業においても特例政令が適用される。

文教施設分野における多様な PPP/PFI 事業等の調査研究 協議会 委員名簿

あかはね たかし
赤羽 貴 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー
弁護士

いのう のぶお
稲生 信男 早稲田大学 社会科学総合学院 教授

むらまつ けいすけ
村松 啓輔 有限責任あずさ監査法人 パートナー
公認会計士

やまざき ともゆき
山崎 智之 株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 課長

やまもと やすとも
◎山本 康友 首都大学東京 都市環境学部 客員教授

(◎ 座長)

(以上 5 名、五十音順、敬称略、役職は令和 2 年 3 月現在)

文教施設における多様な PPP/PFI 事業等の事例集

令和 2 年 3 月

委託者 文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

受託者 株式会社日本経済研究所

本事例集は、株式会社日本経済研究所（以下「当社」といいます。）が文部科学省との間で締結した委託契約に基づき作成したものです。

当社の作業は、令和 2 年 2 月までに入手した情報にのみ基づいて実施しております。従って、令和 2 年 3 月以降に環境や状況の変化があったとしても、本事例集に記載されている内容には反映されておられません。

また、本事例集は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されていますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。